

# あわらし市景観計画 概要版

平成 24 年 3 月

あわらし市土木部建設課



# 1 景観計画策定の目的

- 「あわら市景観計画」は、「あわら市景観基本計画」に定める景観形成の目標を実現するため、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づき、地域の景観特性を踏まえ、具体的な行為の制限や景観形成の基準などについて定めます。
- 平成 12 年には「安定・成熟した都市型社会」をめざし、都市計画法が抜本的に改正され、平成 16 年には景観に関する総合的な法律として「景観法」が公布され、平成 17 年に全面施行されました。これを受けて、あわら市は、平成 20 年に景観行政団体となり、あわら市の特性を生かした景観づくりを展開しています。
- これからの景観づくりは、市民・事業者・行政が基本的な方向性や情報を共有するための意識づくりや合意形成が必要になります。市民やNPOなどの市民団体の主体的な取り組みや事業者の活動を促進するとともに、市民と行政と事業者による協働の景観まちづくりに取り組みます。

## 2 景観計画区域、景観形成重点地区

- 本計画の対象区域をあわら市全域とします。
- あわら市景観条例に基づく「景観形成重点地区」として、魅力あるまちづくりを進めるために「あわら温泉地区」「JR 芦原温泉駅周辺地区」を「あわら市景観形成重点地区」として設定します。
- あわら温泉地区は、温泉街としてのまとまりをもたせ、重点的・継続的な建築物の規制・誘導や景観整備を行っていく区域を景観形成重点地区として設定します。
- JR 芦原温泉駅周辺地区は、重点的・継続的な駅前景観形成や生活に根ざした自然と歴史に融け込む景観整備を進める景観形成重点地区として設定します。
- 両地区は、景観まちづくり組織の設立や景観整備計画の作成を通じて、市長による「景観形成重点地区」の認定を受け、ルールに基づいた住民主体による景観まちづくり活動へとつなげていきます。

## 3 あわら市の景観特性

- あわら市の北西部は日本海に面し、越前加賀海岸国定公園に指定された波松海岸が白砂青松の景観をつくり出しています。
- 東部には加越山地の一部を構成する刈安山・風谷峠・剣ヶ岳を結ぶ標高 500～600m の山林地帯となっており、深い緑の木々による壮大な景観と坂井平野を一望する眺望を有しています。
- 北部には、標高 30m 前後の加越台地が広がっており、畑地・果樹園・芝地などによるなだらかで美しい景観が広がっています。加越台地の中央に北潟湖があり、湖岸の集落や北潟湖畔公園、吉崎御坊跡などと一体的な風景をつくっています。
- 南部には福井県随一の穀倉地帯である広大な坂井平野が広がっており、農村集落が一体となった田園景観となっています。
- 中央には、宿場町としての歴史がある金津市街地とあわら温泉がある芦原市街地があります。
- 田園地帯と金津市街地を貫くように、県下五大河川の一つである竹田川が東西に流れています。

## 4 景観まちづくりの目標と基本方針

### ■景観まちづくりの基本理念

#### 次世代へ伝える 春夏秋冬の風物詩が物語る景観づくり

- あわら市には、海、山、湖、丘陵地、田園、河川など彩り豊かな風景が広がっています。そこには、季節ごとの農作物の育みや実りなど、暮らしの営みから生まれる春夏秋冬の風物詩を伝える風景があります。
- 吉崎御坊跡や金津の宿場町、北陸街道には、往年の旅人が行き来する風景が今なお偲ばれます。これらの風景に抱かれた温泉は、およそ130年前に農夫が灌漑用の井戸を掘ったときから今に至るまで、住み人や訪れる人に大地からこんこんと温かい湯を与えています。わたしたちは、こうした自然と歴史の恩恵を受けながら生活や旅の地として暮らしを営んできました。
- しかしながら、地球規模の環境問題や生態系の変化、無秩序な開発などにより、気づかないところで風景は変わっていくことが懸念されています。
- わたしたちは、先人から受け継がれてきた自然や歴史を次世代へと継承するとともに、失われた自然風景やまちの景観を、一人ひとり、家々がつながりながら、再生し、美しく創造する行動を通じて、景観のまちづくりの輪を広げていきます。
- すべての輪がつながり、あわら市のふるさと風景が永久に輝き続けることを願って、あわら市の景観まちづくりの基本理念を『次世代へ伝える 春夏秋冬の風物詩が物語る景観づくり』と掲げ、市民、事業者、行政が力を合わせて景観のまちづくりをすすめます。

### ■景観まちづくりの基本目標

#### ◆基本目標1 多彩な自然風景を守り、育み、生かす

あわら市は、多彩な自然が変化に富んだ景観を有しています。一度壊れた自然は二度と元に戻らないことから、これらの多彩で貴重な自然景観や生態系を守り、次世代へとつなげる風景づくりを進めます。

#### ◆基本目標2 歴史的な景観を守り、伝え、新たな文化を育む

あわら市は、吉崎御坊跡や北陸街道、寺社仏閣、大木や史跡、金津祭の本陣飾り、金津創作の森による現代美術や市民の文化芸術活動など歴史文化資源を有しています。まちの個性として息づいてきた歴史や文化を受け継ぎ、今の暮らしに生かしながら、次世代とともに愛着と誇りを育むまちの景観づくりを進めます。

#### ◆基本目標3 まちの個性を創造する景観づくり

金津市街地は、福井県の北の玄関口として、緑豊かな駅前空間や歴史文化資源、竹田川を生かした回遊性のある景観まちづくりを進めます。あわら温泉街は、空き店舗・空き地・空き旅館の発生、街灯の老朽化や緑化の不足などさまざまな課題を解決し、目指すべき将来像を明確にして、新しいあわら温泉街の景観づくりを進めます。

#### ◆基本目標4 住む人々と生活する風景で美しく愛着のあるまちをつくる

市内の各地に伝わる祭りや季節ごとの行事、風物詩など人々の風習、暮らしや活動から生まれる生活風景を原動力にした景観まちづくりを進めます。また、市民・行政・企業の協働により、多くの市民がまちに関心を持ち、参加できるしくみづくりを進めます。

## ■ 景観まちづくりの基本方針

### ● 森林景観

- 剣ヶ岳・風谷峠・刈安山からなる山並みとその後背となる白山連峰の景観はあわら市の緑の軸となるものであり、豊かな森林環境と生き物を守ります。
- 北潟湖・丘陵地付近の山林は、土砂採取の規制や緑化活動により、美しい山林の再生に取り組みます。
- 北潟湖国有林の海岸林は、豊かな森林空間や浜街道の歴史、日本海の眺望を活かした自然体験の場として環境づくりを進めます。



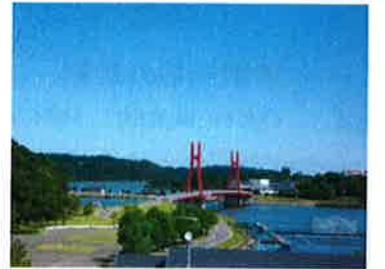
### ● 海浜景観

- 波松海岸は、越前加賀国定公園に指定されている貴重な自然資源として、日本海に面した美しい海岸と山林の緑が一体となった美しい海浜景観を守ります。
- 弁天島や浜街道など PR の機会を増やし、海浜景観として活用し、わかりやすいアクセスルートの整備や案内板・サインの設置などにより、眺望景観と海辺を親しむ景観拠点づくりに取り組みます。
- 地引網などのイベントやゴミ掃除など市民が主体となった活動も行われており、より多くの人が目を向け守り、活用する景観づくりに取り組みます。



### ● 湖沼景観

- ささまざまな生き物が生息している北潟湖は、葦などを活用した水質浄化により美しい北潟湖へと再生します。
- 北潟湖の景観は、北潟湖の風景が一望できる視点場や空間など眺望景観を楽しめる環境づくりや自然体験を楽しめる環境づくりに取り組みます。



### ● 河川景観

- 竹田川や宮谷川、観音川など市内にはいくつかの河川が流れており、ホタルや野鳥の貴重な生息地として次世代に引き継いでいきます。
- 竹田川は、水辺とその周辺の家並み、田園や山並みなどが一体となった景観の保全・形成に取り組みます。
- 良好な視点場づくりや景観回遊軸づくりなど日常生活の中で子どもから高齢者まで多世代が活用しやすい河川公園における憩いと集いの景観形成に取り組みます。



### ● 丘陵地景観

- 白山連峰と市内の山々、樹林地・果樹園・畑地が折り重なる美しい農業風景を守ります。
- 丘陵地に立地する工場地などの建築物や工作物の色彩・意匠や周囲の植栽が丘陵地景観と調和した景観づくりに取り組みます。
- 金津 IC から丘陵地、市街地に至る沿道は、まちへのアプローチとなるシンボル軸として、看板の規制・誘導に取り組み、なだらかで牧歌的な丘陵地の風景に調和した景観づくりに取り組みます。



### ● 田園景観

- 広大な平野や里山の合間にある田園は、あわら市の風景の特徴の一つであり、農業文化が根づくあわら市の貴重な資源として、季節や天候、人々の生活で培われている風景を守ります。
- 農村集落は、日本の農村風景としての景観に配慮する意識を醸成し、貴重な農村風景を受け継いでいきます。
- ふるさと風景としての田園景観を保全、形成するために、集落内の建築物や看板などについては、高さや色彩などを適正に規制・誘導します。



## ● 歴史文化景観

- 市内には、寺院や神社が点在し、北陸街道沿いの伝統的な家並みや千束一里塚など昔ながらの風景が残されており、西行や松尾芭蕉などが旅をした歴史とともに次世代へ受け継いでいきます。
- 吉崎御坊跡は、御山や寺社、街並みが残されています。こうした伝統的な家並みを適切に保存するとともに、歴史を伝える景観の創出に取り組みます。
- 金津創作の森は、新しい文化を創造する文化芸術拠点として、市内の自然資源や市街地との連携を推進し、景観創出のモデルとして寄与することをめざします。



## ● 商業地の景観

- JR 芦原温泉駅周辺は、市民主体による花と緑の景観づくりや灯りのまちづくりや福井県の北の玄関口にふさわしい緑豊かな駅前景観づくりに取り組みます。
- 金津市街地は、歴史的な面影が残る建物の老朽化が進むとともに、空き店舗・空き家や電柱の乱立、派手な看板、狭い歩道など景観阻害要素が多いことから、歩道と街路樹との一体的な景観整備や看板の色彩、意匠などを統一する景観協定の締結などに取り組みます。
- 市街地の寺院や神社、竹田川など魅力的な景観スポットへ回遊性をもたらすための案内板やサインを整備するとともに魅力的な視点場の環境づくりに取り組みます。



## ● 観光地の景観

- あわら温泉街は、旅館・店舗の塀や看板、街灯などの老朽化により街全体がさびれた印象となっているとともに、派手な色彩の看板が点在することから、温泉情緒たどる景観形成に取り組みます。
- 温泉街区の設定により、旅館・店舗の色彩や意匠の統一、舗装・街灯のグレードアップ、無機質なブロック塀から温泉街らしい生垣・植栽への更新、案内板・サインの設置など、温泉街にふさわしいデザインの統一による景観形成に取り組みます。



## ● 住宅地の景観

- 住宅地景観は、住宅建築・敷地・道路という3つの要素とこれらの調和で成り立っており、このことに充分配慮しながら景観形成に取り組みます。
- 金津市街地内の住宅地は、昔ながらのさまざまな表情を持った景観があり、周辺の寺院や神社、竹田川など周辺の歴史資源や自然資源と調和した風情のある景観づくりに取り組みます。
- 新しい住宅地は、土地区画整理事業や地区計画の締結などにより、敷地内の緑化や建物の色彩・意匠に配慮した景観となっており、住宅の敷地と道路を一体的な空間と捉え、無機質なブロック塀から生垣化などによる緑豊かな景観づくりに取り組みます。



## ● 工場地の景観

- 丘陵地や田園地帯に立地する工場地は、敷地内に豊かな植栽による緑化や色彩への配慮し、周辺の自然環境との調和に努めます。市街地内の工場地も緑化により周辺の住宅地との調和に努めます。
- 工場は無機質で閉鎖的な空間を生みがちですが、煙突などの工作物や建築意匠など環境や景観に配慮したデザインや仕様の規制・誘導に取り組みます。



## ● 公共施設の景観

- 市内には、市役所などの官公庁施設、文化施設、学校などの教育施設のほか、社会福祉施設や公園・広場などさまざまな公共施設は、市民の交流の場として人々の生活に密着したものであり、市民参加を基本とした景観づくりに取り組みます。
- 公共施設が景観まちづくりを進める上で、先導的な役割を果たすことが求められることから、地域の個性を生かしながら、洗練された景観の施設づくりに取り組みます。



## ● 道路・鉄道の景観

- 広域的な道路としてまちの玄関口のイメージとなる北陸自動車道や国道8号、主要地方道から芦原市街地と金津市街地を結ぶ市道などは、市民はもとより来訪者にとっても愛着や誇りをもたらすシンボルとなるよう景観形成に取り組みます。
- 街路樹の剪定や土砂採取跡は、街のイメージダウンにつながっており、周辺住民や事業者への理解と協力を得ながら、景観形成に取り組みます。
- 幹線道路沿いや金津 IC 周辺、街の入口に設置されている多くの看板については、街を美しく印象づけるポイントとなることから、統一的な屋外広告物の規制や誘導に取り組みます。
- 田園を走る JR 北陸線やえちぜん鉄道は、季節ごとに変化する沿線風景を持っていることから、看板の乱立を防止し、車窓からの眺望も意識した景観形成に取り組みます。



## ● 景観形成の方針図



凡例	景観エリア	凡例	景観軸	凡例	景観軸・景観拠点	凡例	景観拠点
	森林景観		山岳風景軸		鉄道風景軸		森や里山の景観拠点
	海浜景観		海辺風景軸		歴史街道軸		水と緑の景観拠点
	湖沼景観		川の風景軸		交通結節景観拠点		歴史文化の景観拠点
	河川景観		シンボル景観軸		観光交流拠点		樹木 (桜・銀杏)
	丘陵地景観		農業風景軸		歴史伝承景観拠点		樹木 (桜・銀杏)
	田園景観		湖岸風景軸		文化創造景観拠点		希少生物
	市街地景観		広域景観軸		農村集落		

## 5 景観形成のための方策

### ■ 良好な景観形成のための行為の制限(市全域)

- 良好な景観の保全・創造・活用を図るため、景観計画区域であるあわら市全域を対象に、一定規模以上の建築物の新築・増築・改築などや建築確認を伴う工作物の設置、開発行為について、届出を義務付けます。該当する行為を行う場合は、届出が必要です。
- 届出については、配慮すべき基本的な事項である景観形成基準に対して適合基準を設けます。景観形成基準による審査を行い、基準に適合しない場合は、必要に応じて勧告や変更命令を行います。

### ■ 景観形成重点地区の指定の方針

- 景観形成重点地区については、「あわら温泉地区」「JR芦原温泉駅周辺地区」のそれぞれについて区域を指定し、景観形成方針を定めます。
- 景観形成重点地区はあわら市の景観を形成していく上で重要な地区であり、住民主体の景観まちづくり組織とともに必要な行為の制限を設定し、地区の特性に応じた魅力的な景観を誘導するものです。

●あわら温泉地区

●JR芦原温泉駅周辺地区



## ■ 景観資源の保全・活用

■それぞれの地域の個性を活かした魅力的な景観形成を進めるためには、各地域に点在する景観資源の保全と積極的な活用が重要です。このため、あわら市内の建築物・工作物、樹木など、良好な景観形成に重要な役割を担うものを指定し、地域の景観資源を核とした良好な景観形成に積極的に取り組みます。

- 景観重要建造物の指定
- 景観重要樹木の指定
- 景観重要公共施設の指定
- 屋外広告物の表示などに関わる景観形成
- 景観上重要な農地等の保全・活用
- 景観上重要な木々、森林などの植生の保全・活用
- 地域を代表する人々の活動の継承・創造

## 6 景観まちづくりの推進

---

### ■ 協働の景観づくり

■景観まちづくりの推進にあたっては、市民と行政と事業者がそれぞれの分野で役割を分担し、連携と協働により景観形成を推進していきます。

### ■ 良好な景観形成の推進

■より良い景観形成を推進するにあたり、景観法を活用するとともに、関連する都市計画等関連諸制度と緊密な連携を図り、住民主体の景観まちづくりの取り組みを支援します。

- 景観法の活用(景観協定・景観審議会・景観整備機構など)
- 良好な景観形成のための諸制度との連携(開発許可、農用地区域、屋外広告物条例など)
- 住民主体の景観まちづくりの取り組みの支援

## ■ 届け出の対象となる行為

良好な景観の形成に必要な行為について、以下の項目を届出の対象とします。(全市対象)

対象	届出での対象となる行為
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する行為</li> <li>①高さ13mを超える建築物</li> <li>②延べ面積が1,000㎡を超える建築物</li> <li>③①②のいずれかで、外観の変更を行なう修繕、模様替え、色彩については、外観の過半に及ぶもの</li> </ul>
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更する行為</li> <li>①煙突、高架水槽、物見塔、記念塔、彫刻、モニュメント、街路樹、照明灯、その他これらに類するもので、高さ(建築と一体となっている場合は、その高さの合計)が13mを超えるもの</li> <li>②製造施設、貯蔵施設、運動施設、遊戯施設、その他これらに類するもので、地盤面からの高さ(建築と一体となっている場合は、その高さの合計)が13mを超えるもの、又は築造面積が1,000㎡を超えるもの</li> <li>③垣、柵、塀、擁壁、その他これらに類するもので、地盤面からの高さが2mを超え、かつ、延長が30mを超えるもの</li> <li>④①②③のいずれかで、外観の変更を行なう修繕、模様替え、色彩に係わる行為については、外観の過半に及ぶもの</li> </ul>
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>①都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、同法29条第1項の規定に基づく許可が必要となる開発事業</li> </ul>
土地の開墾、土石の採取、その他土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>①当該行為に関わる区域の面積が1,000㎡を超えるもの</li> <li>②当該行為に伴い高さが3mを超え、かつ、延長が30mを超える法面</li> </ul>
屋外における土石、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地盤面からの高さが3mを超えるもの</li> <li>②使用面積が1,000㎡を超えるもので農林業を営む以外に行う行為</li> </ul>

## ■ 景観形成基準

### ① 建築物の新築、改築、増築、移転又は外観の変更(修繕・模様替え・色彩変更)

対象	景観形成基準
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山岳、北潟湖、丘陵地、海岸や河川などの自然景観の良好な眺望が得られる場所においては、眺望確保に配慮して配置する。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に落ち着いた色のある色彩を基調とし、けばけばしい色の使用を避けて、周辺の景観との調和を図る。</li> </ul>
意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の街並みに調和した統一的でまとまりのある形態・意匠とする。</li> <li>・汚れにくく、耐久性の高い材料を使用し、良好な景観の維持に努める。</li> <li>・伝統的な建築物の形態や意匠が保たれている街並みや農村集落は、越前瓦や木材などの地域の素材を用い、全体的に統一感のある意匠に努める。</li> <li>・建築物に付随する駐車場や自転車置場などは、景観に配慮した配置・形態・意匠に努める。</li> <li>・建築物に付随するベランダやエアコンの室外機などの設備は、道路から見えにくい位置に配置し、景観に配慮した遮へい措置に努める。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内や敷地周辺は、積極的に緑化する。</li> <li>・地域の気候・風土に合った植栽を使用する。</li> <li>・道路境界のブロック塀は、できるだけ、生垣、板塀、柵などに置き換え、周辺の自然や街並みとの調和を図る。</li> </ul>

## ②工作物の新築、改築、増築、移転又は外観の変更(修繕・模様替え・色彩変更)

対象	景観形成基準
配置	・山岳、北潟湖、丘陵地、海岸や河川などの自然景観の良好な眺望が得られる場所においては、眺望確保に配慮して配置する。
色彩	・全体的に落ち着いた色のある色彩を基調とし、けばけばしい色の使用を避けて、周辺の景観との調和を図る。
意匠	・突出感や違和感を与えない形態や意匠とする。 ・汚れにくく、耐久性の高い材料を使用し、良好な景観の維持に努める。 ・工作物に付随する設備機器は、道路から見えにくい位置に配置し、景観に配慮した遮へい措置に努める。
緑化	・敷地内や敷地周辺は、積極的に緑化する。 ・周辺の植生に適した種類の植栽を使用する。 ・柵や擁壁を設ける場合は、生垣や自然石風にするなど自然景観との調和を図る。

## ③開発行為

対象	景観形成基準
切土や盛土によって生じる法面	・道路などの公共空間から切土又は盛土によって法面や擁壁が生じる場合、法面の緑化や擁壁に石材などの自然素材を用いるなど、周辺の自然や街並みとの調和を図る。

## ④土地の開墾、土石の採取、その他土地の形質の変更、樹木の伐採

対象	景観形成基準
切土や盛土によって生じる法面	・当該行為の区域の周囲においては、植栽又は景観に配慮した塀を設けるなど、道路などの公共空間からの遮へい措置を行う。 ・道路などの公共空間から容易に見える位置に広大な法面や擁壁が生じる場合、法面や擁壁に植栽し、緑化を行う。 ・行為後の跡地の自然環境の復元に当たっては、地域の植生に適した樹種を植栽し、復元する。

## ⑤屋外における土石、再生資源その他の物件の堆積

対象	景観形成基準
土石や再生資源の堆積	・道路などの公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り離れた位置で集積・貯蔵を行う。 ・積み上げにおいては、整然と集積又は貯蔵する。 ・敷地周辺の緑化を行うなど、周囲の道路からの遮へい措置に努める。

## ■届け出の流れ

届出対象行為の届出に係る事務の流れは次の通りです。計画段階での事前相談・指導を行い、届出、審査等を経て景観形成基準に適合すれば行為に着手することができます。行為が完了すればその旨の完了届を提出しなければなりません。

